

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員定期健康診断等委託業務 仕様書

1 件名

- (1) 定期健康診断
- (2) 深夜業健康診断
- (3) B型肝炎抗原抗体検査及びHCV抗体検査
- (4) 特定化学物質等取扱者特別健康診断
- (5) 採用前健診

2 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日

3 健診業者の条件

競争入札に参加する健診業者は以下の条件を満たしていること。

- (1) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 医療法、医師法、労働安全衛生法等健診業者として求められる各種法令および企業の社会的責任として労働基準法等を遵守していること。業務にあたり必要な手続きを行うこと。
- (3) 「市民税」、「固定資産税（償却及び土地家屋）」、「法人税・消費税」および「所得税・消費税」に未納がないこと。
- (4) 契約する会社名が医療機関として保健所に登録されていること。
- (5) 他機関と再委託・提携することなく巡回健診での定期健康診断などが実施可能であること。ただし、当院の許可を得た場合は除く。
- (6) 精度管理体制の整備を行っていること。公益社団法人日本医師会の臨床検査精度管理調査等、第三者機関による精度管理を実施していること。
- (7) 健康診断等の実施に際して、この仕様書に記載された実施方法及び以下の特記事項を厳守すること。

ア 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」に沿って業務を行うこと。

イ 本業務の専任事務担当者を1名、現場専任スタッフを健診期間を通して同一人物で数名以上確保し、事前に文書で報告すること。事前に当院担当者と実施方法について詳細に協議し、必要な指示を受けること。複数の検査を臨機応変に実施することができる、健診スタッフを全日配置すること。

ウ 医師及び技師・看護師は全員有資格者であること。業務にあたる際には名札を着用のこと。

エ 男性医師を配置する場合は、女性の診察介助者が診察に同席すること。

オ 検診車、レントゲン車は、運転に慣れた者が安全運行に留意して運転すること。

カ 事務担当者及び健康診断スタッフが著しく不適当と判断される場合には、受託者に対してその者の変更を求めることができること。

- キ 業務がスムーズに実施できるよう会場設営に配慮すること。事前に関係部署に日程調整をし、当日のスタッフを含め入念に下見を行うこと。事前に会場までの運行ルートを確認を行うこと。
- ク 健診会場の準備・後片付けは受託者が全て行い、健康診断実施後は担当者の指示に従い、すみやかに原状復帰し、できるだけ早く会場から撤収すること。会場の内装、備品等を破損しないこと。椅子・机以外の必要機材は全て持参すること。レントゲン車の排気ガス・騒音対策を十分にすること。健診に伴う廃棄物の処理については、受託者で持ち帰り、産業廃棄物として処分するものとする。
- ケ スタッフは受付開始の30分前には会場に到着し、開始10分前には準備を終了しておくこと。医師は受付開始の10分前には到着しておくこと。開始時間前であっても状況に応じて健診を開始することができる。
- コ 受診日ごとに受付名簿（受診者の受付番号、職員番号、氏名、年齢、検査内容、受診会場が記載されているもの）を健診終了後、当日中に提出すること。受付番号は、1年間を通した番号とし、同じ年度内で同一番号を付番しないこと。
- サ 業務・結果等で当院からの指摘事項があれば必ず従うこと。当院から質問事項があれば1週間以内に調査を行い、文書による回答を行うこと。同時に担当者が来院して説明を行うこと。
- シ 健康診断結果は全てコンピューター処理であること。打出しについては全てレーザープリンター処理であること。情報処理を専属で行う職員が在籍していること。また、業務に適した機器・体制に更新するとともに、個人情報の保護に努めること。メールによる打ち合わせが可能であること。データ検索・結果の打出し処理が複数体制で可能であること。
- ス 所属名等は組織改正等により変更があれば対応すること。
- セ 採血時など、業務が原因となって事故が発生した場合は内部医師による診察ではなく本人の希望する第三者医療機関による診療で対応すること。また、その費用を全額負担すること。
- ソ 健康診断の結果で緊急を要する場合は、2日以内に連絡が可能であること。
- タ 全ての検査における判定及び診断については、常勤医師によるものとする。また、最終的な判断については当院の産業医の指示に従うこと。
- チ 心電図や胸部X線CD等の取り寄せを依頼した場合、連絡日から3日以内に持参すること。
- ツ 採血後の検体については、再度健診時に採取した血液を使用して再検査を実施する場合があるため、最低2週間は保管すること。
- テ 結果は特に指示がない場合は必ず実施日から3週間以内に納品すること。また、過去3年間の結果を記載できること。
- ト 委託業務上知り得た内容の一切を業務期間中はもとより、終了後においてもこれを第三者に漏らさないこと。また、提供された資料等を善良な管理者の注意を持って管理及び保管し、業務以外の用途に使用しないこと。契約の有無に関わらず健康診断結果や胸部X線フィルム等は5年間保管し、委託者の求めに応じ提供すること。
- ナ 健診会場では常に受診者に対して気を配るとともに、丁寧に対応すること。
- ニ 健診業者として常に関係情報を把握し、当院担当者に適切に説明を行うこと。

4 各健診の実施方法について

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 定期健康診断 | 別紙参照 |
| (2) 深夜業健康診断 | 別紙参照 |
| (3) B型肝炎抗原抗体検査及びHCV抗体検査 | 別紙参照 |
| (4) 特定化学物質等取扱者特別健康診断 | 別紙参照 |
| (5) 採用前健診 | 別紙参照 |

5 その他

- (1) 仕様書の疑義については、委託者に確認し、その指示に従うこと。なお、細部については委託者が指示するが、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること。
- (2) 各種団体は支払者が違うため、当院の指示に従い結果報告・請求書を分けること。
- (3) 産業医の指示、各種法令等の変更に伴い、実施内容・方法を変更する場合がある。その時は別途協議にて契約内容等の変更に応じること。
- (4) キシレン作業従事者について、尿検査用のスピッツ及び問診票を健康診断の1週間前までに病院総務室に送付すること。

別紙1 定期健診実施場所

別紙2 令和9年度 定期健康診断 日程・体制

別紙3 健康診断結果報告書

別紙4 健康診断個人票

別紙5 B型肝炎本人宛通知文

別紙6 結果報告書（労働基準監督署への報告様式）